

禁帯出資料に関する取り扱いについて

平成24年3月5日制定

多賀町立図書館

(趣旨)

第1条 多賀町立図書館が所蔵する資料の適切な保存・管理を図るため、多賀町立図書館管理運営規則第15条に規定に基づき、必要な取り扱いを定める。

(禁帯出資料)

第2条 図書館資料のうち次に掲げるものは、館外貸出しを行わない。ただし、館長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 貴重資料
- (2) 禁帯出表示のある資料
- (3) 館内表示のある資料
- (4) 特に指定した資料

(禁帯出資料の閲覧)

第3条 利用者は、禁帯出資料の閲覧を希望する場合は、次に定める手続きをおこなわなければならない。ただし、図書館資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合または図書館において当該原本が現に使用されている場合は、図書館資料の閲覧利用を制限することがある。

(利用の申し込み)

第4条 資料の閲覧を希望する利用者は、あらかじめ禁帯出資料閲覧願（別記様式第1号）を提出しなければならない。

(禁止事項)

第5条 閲覧者は、資料等を汚損、若しくは破損し、または閲覧所の外に持ち出してはならない。

(閲覧の停止または禁止)

第6条 閲覧しようとする者、または閲覧者が次の各号のいずれかに該当する場合には、閲覧を停止し、または禁止することがある。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 係員の指示に従わないとき。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、またはそのおそれがあると認められるとき。

(その他)

第7条 この取り扱いに定めるもののほか、必要な事項は館長が定める。

(適用)

第8条 この取扱いは、平成24年3月5日から適用する。

禁帯出資料閲覧願

平成 年 月 日

多賀町立図書館長 様

下記のとおり、下記の貴重図書の閲覧を申請します。

なお、閲覧にあたっては、係員の指示する場所で、丁重に取り扱います。

フリガナ			
氏名			
現住所	〒		
	電話番号		
職業	<input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 教員 <input type="checkbox"/> 研究者 <input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> その他 ()		
勤務先 学校名等			
所在地	〒		
	電話番号		
利用者区分	<input type="checkbox"/> 町内在住 <input type="checkbox"/> 町内在勤 <input type="checkbox"/> その他		
閲覧目的			
図書名		資料番号	

図書館使用欄

受付日	平成 年 月 日
閲覧開始日等	平成 年 月 日 : (担当者:)
閲覧返却日等	平成 年 月 日 : (担当者:)
備考	